

平成30年度
男女共同参画職場づくり事業

報 告 書



秋 田 県

目

次

- 男女共同参画職場づくり事業の概要・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 男女共同参画職場づくり調査票様式・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 男女共同参画職場づくり調査票 集計結果・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 男女共同参画職場づくり事業において
認定書が交付された事業者の状況・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 認定書交付事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 重点対象項目の該当要件（審査基準）について・・・・・・・・ 13

男女共同参画職場づくり事業の概要

目 的

この事業は、男女がともにその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場づくりの取組について調査を行い、県の入札参加資格審査制度の活用を通じて各企業、職場における男女共同参画を推進することを目的とします。

内 容

(1) 調査票による職場についての自己点検

県の建設工事等の入札参加資格登録を希望する事業者（県内建設工事、物品供給等）から調査票（様式第1号）の提出。

【平成30年度実施状況】

調査票の提出があった事業者数 110

(2) 入札参加資格審査における評点付与

調査票中の重点対象項目に該当すれば、県は認定書を交付し、入札参加資格審査において評点5～20点を付与。

【平成30年度実施状況】

認定書が交付された事業者数 110

（重点対象項目に該当する事業者数）

※重点対象項目

ア 次世代法に基づく一般事業主行動計画（5点）

イ 女活法に基づく一般事業主行動計画（5点）

ウ ワークライフバランス（WLB）（10点）

① 女性の登用

② 男性の育休実績

③ 仕事と家庭の両立

④ 職場環境

男女共同参画職場づくり調査票

事業者（企業）名		許可（業者）番号		提出年月日
代表者職氏名		担当者職氏名		年
所在地	〒 -			月 日
連絡先	Tel.	メールアドレス		
常用労働者数	男 人 女 人	決算日	年 月 日	

重点対象項目		内 容		該当箇所に○	点数		
1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済 （提出日： 年 月 日、 行動計画期間： 年 月 日～ 年 月 日）			5		
2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画		女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済 （提出日： 年 月 日、 行動計画期間： 年 月 日～ 年 月 日）			5		
3 ワークライフバランスに資する制度導入等	①女性の登用	女性の役職者数（係長相当職以上）が10%以上増加、もしくは役職者に占める女性の割合が30%以上であること			①～④のうち2つ以上に該当した場合、10		
	②男性の育休実績	過去3事業年度中に、10日以上の子育て休業を取得した男性従業員が1名以上いること					
	③仕事と家庭の両立		育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等について、以下のいずれかを導入していること （該当するものをすべて○で囲んでください。）	ア		育児休業について、満1歳以上の子（父母がともに育児休業を取得する場合には、満1歳2カ月以上の子）を対象にし、かつ一定の場合には満2歳以上の子も対象にしていること	
				イ		育児をする従業員について満3歳以上の子も対象にした勤務時間の短縮等の措置していること（1から6のいずれか一つ以上に該当すること） 1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 所定外労働をさせない制度 5 事業所内の託児施設の設置 6 育児に関する経費の援助措置	
				ウ		小学校就学前の子を養育する従業員の看護休暇について、子が1人であれば1年に6日以上、子が2人以上であれば1年に11日以上の子育て休業を付与していること	
				エ		介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して（延べ）93日間を超える期間又は3回を超える分割取得を対象にしていること	
				オ		介護休業について、要介護状態にある対象家族が1人であれば1年に6日以上、対象家族が2人以上であれば1年に11日以上の子育て休業を付与していること	
				カ		介護する従業員について、介護休業とは別に、利用開始から3年の間に2回を超える回数を対象とした勤務時間の短縮等の措置していること（1から4のいずれか一つ以上に該当すること） 1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度	
④職場環境	会社の方針として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること						

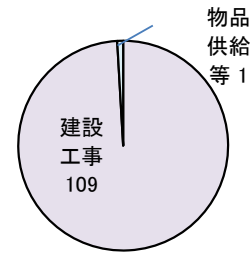
※物品供給等に係る事業者については、重点対象項目1及び2の一般事業主行動計画の策定に係る評価はありません。

男女共同参画職場づくり調査票 集計結果

1 調査票提出事業者概要(建設、物品供給等の両方に該当する場合は、建設に分類)

①業種別

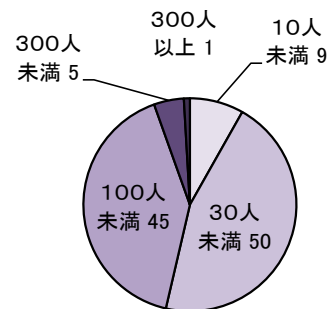
業種	全体	県内	県外
建設工事	109	109	0
物品供給等	1	0	1
合計	110	109	1



②規模別

(単位:件)

規模	全体	建設	物品
10人未満	9	9	0
30人未満	50	50	0
100人未満	45	45	0
300人未満	5	5	0
300人以上	1	0	1
合計	110	109	1

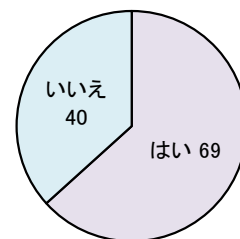


2 計画

①次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。

規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	7	2
30人未満	50	28	22
100人未満	45	31	14
300人未満	5	3	2
300人以上	0	0	0
合計	109	69	40

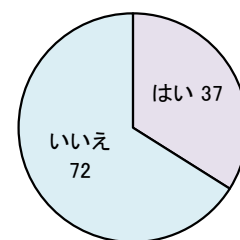
物品供給等を除く。



②女活法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。

規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	2	7
30人未満	50	15	35
100人未満	45	16	29
300人未満	5	4	1
300人以上	0	0	0
合計	109	37	72

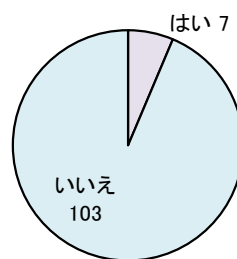
物品供給等を除く。



3 女性の登用

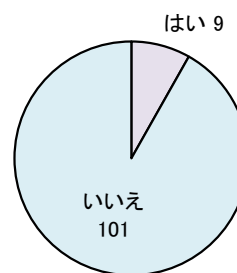
①女性役職者数(係長相当職以上)が10%以上増加しましたか。

規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	0	9
30人未満	50	4	46
100人未満	45	3	42
300人未満	5	0	5
300人以上	1	0	1
合計	110	7	103



②役職者に占める女性の割合が30%以上ですか。

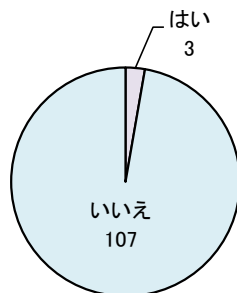
規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	1	8
30人未満	50	6	44
100人未満	45	2	43
300人未満	5	0	5
300人以上	1	0	1
合計	110	9	101



4 男性の育休実績

過去3事業年度中に、10日以上の子育休を取得した男性従業員が1名以上いますか。

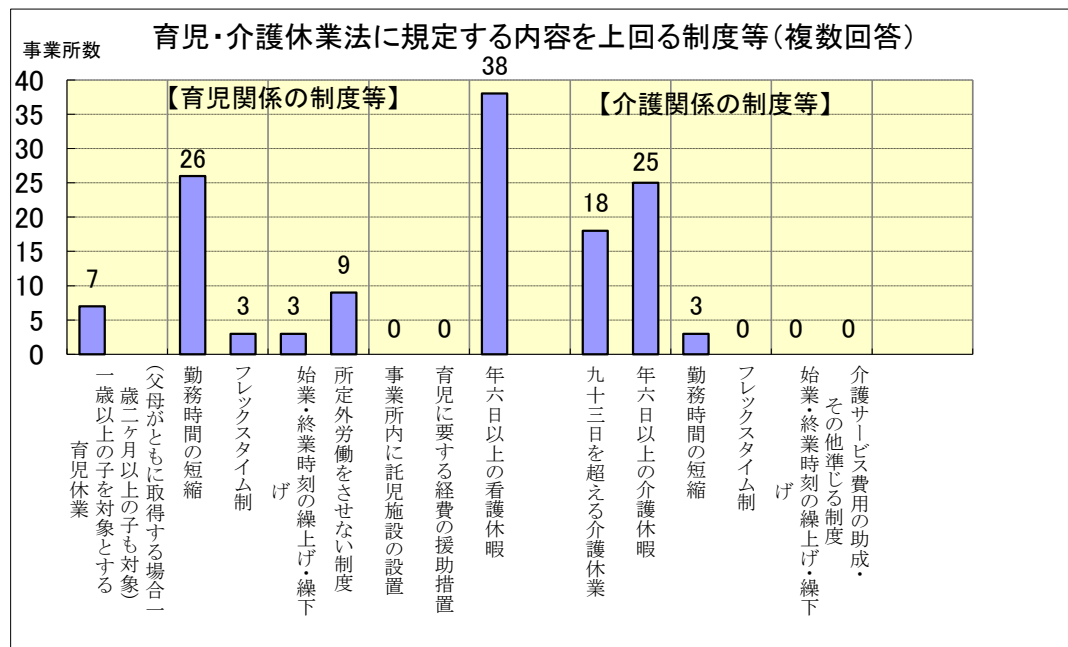
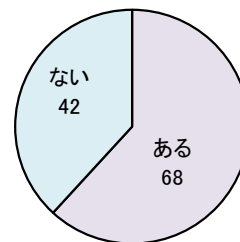
規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	0	9
30人未満	50	0	50
100人未満	45	3	42
300人未満	5	0	5
300人以上	1	0	1
合計	110	3	107



5 仕事と家庭の両立

育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等がありますか。

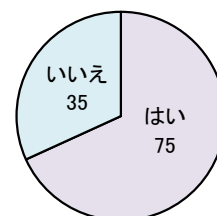
規模	全体	ある	ない
10人未満	9	5	4
30人未満	50	28	22
100人未満	45	29	16
300人未満	5	5	0
300人以上	1	1	0
合計	110	68	42



6 職場環境

①会社の方針として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていますか。

規模	全体	はい	いいえ
10人未満	9	6	3
30人未満	50	31	19
100人未満	45	32	13
300人未満	5	5	0
300人以上	1	1	0
合計	110	75	35



男女共同参画職場づくり事業において 認定書が交付された事業者の状況

男女共同参画職場づくり調査票において、次世代法及び女活法に基づく行動計画の作成並びに女性の登用、育児休業取得状況、育児・介護休業法を上回る取り組み等、女性の活用方針の4項目中、2項目以上に該当（WLB）している事業者については「男女共同参画職場づくり事業に係る認定について（通知）」を交付しており、平成30年度は110事業者（※参照）について認定書が交付されました。

1. 全体

	認定書交付事業者数	認定書交付事業者の該当項目の内訳			WLBの項目ごとの該当事業者数			
		次世代法計画	女活法計画	WLB	女性の登用	男性の育休実績	仕事と家庭の両立	職場環境
県内に本社がある事業者	109	69	37	77	15	3	67	74
県外に本社がある事業者	1	0	0	1	0	0	1	1
全体(平成30年度)	110	69	37	78	15	3	68	75

2. 建設工事

	認定書交付事業者数	認定書交付事業者の該当項目の内訳			WLBの項目ごとの該当事業者数			
		次世代法計画	女活法計画	WLB	女性の登用	男性の育休実績	仕事と家庭の両立	職場環境
県内に本社がある事業者	109	69	37	77	15	3	67	74
県外に本社がある事業者	0	0	0	0	0	0	0	0
全体(平成30年度)	109	69	37	77	15	3	67	74

3. 物品供給等

	認定書交付事業者数	認定書交付事業者の該当項目の内訳			WLBの項目ごとの該当事業者数			
		次世代法計画	女活法計画	WLB	女性の登用	男性の育休実績	仕事と家庭の両立	職場環境
県内に本社がある事業者	4			4	0	0	4	4
県外に本社がある事業者	1			1	0	0	1	1
全体(平成30年度)	5			5	0	0	5	5

※県内の4事業者に、建設工事と物品供給等の両方の認定書が交付されている。

認定書交付事業所一覧

(あいうえお順)

	事業所名	住所
1	T a k a m i t u 株式会社	大仙市長野字新山 9 2 番地 1
2	秋田舗道株式会社	秋田市新屋天秤野 1 - 5
3	秋田瀝青建設株式会社	潟上市飯田川下虻川字上谷地 1 6 1
4	姉帯電気工業株式会社	秋田市泉北一丁目 2 1 - 1 6
5	天喜建設株式会社	男鹿市脇本脇本字大石館 6 9 - 1
6	石井工業株式会社	能代市字宮ノ前 7 6 - 1
7	伊藤建設工業株式会社	横手市大町 5 番 1 9 号
8	伊藤工業株式会社	秋田市雄和平沢字舟津田 7 8 - 1
9	伊藤栄建設株式会社	八峰町八森字椿台 1 3 6 番地
10	羽後設備株式会社	秋田市泉中央二丁目 2 - 2 9
11	奥羽住宅産業株式会社	秋田市大町 2 丁目 6 - 2 9
12	大曲舗装株式会社	大仙市大曲通町 1 3 番 7 号
13	オサムインク株式会社	秋田市飯島穀丁 2 0 - 2 0
14	加藤建設株式会社	秋田市泉北三丁目 4 番 2 0 号
15	株式会社あたご	秋田市榎山愛宕下 1 1 - 6 1
16	株式会社荒屋舗建設	大仙市花館字下殿屋敷 9
17	株式会社栗野工務店	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番 2 8 号

18	株式会社石川組	鹿角市十和田大湯字中田 1－3
19	株式会社石川組	三種町鹿渡字二本柳 39番地の9
20	株式会社石川建設	秋田市榑山川口境 18－12
21	株式会社板橋組	男鹿市弘戸字大樋 201番地3
22	株式会社伊藤土木	大仙市大沢郷寺字葭谷地 70－20
23	株式会社上杉組	北秋田市阿仁萱草字水上口 59
24	株式会社英明工務店	秋田市新屋船場町 6番53号
25	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町 11番1号
26	株式会社大塚電機工業	秋田市新屋勝平町 2－42
27	株式会社大森土木	大館市花岡町字泉田 47
28	株式会社岡精組	秋田市河辺戸島字ヲソノ 11番地
29	株式会社小田興業	由利本荘市川口字上菖蒲崎 28番地1
30	株式会社小貫建設	美郷町飯詰字東西法寺 148－5
31	株式会社加賀屋組	秋田市川尻町字中島 212－1
32	株式会社加島電気工事	秋田市新屋元町 5番4号
33	株式会社加藤組	男鹿市脇本脇本字向山 18番地の6
34	株式会社加藤建設	男鹿市弘戸字大樋 16－1
35	株式会社寒風	男鹿市脇本脇本字前野 1番地1
36	株式会社木村造園	秋田市広面字土手下 70

37	株式会社協立	能代市能代町字中川原 3 3 番地 5 7
38	株式会社小板橋建設	鹿角市花輪字寺ノ後 7
39	株式会社小山建設	藤里町藤琴字馬坂 2 8 - 1
40	株式会社佐々木組	秋田市南通みその町 4 番 7 3 号
41	株式会社佐藤庫組	北秋田市木戸石字川下 3 2
42	株式会社沢木組	男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 6 番地 2
43	株式会社三勇建設	秋田市外旭川字四百刈 7 2
44	株式会社三友建築所	湯沢市横堀字六郎川原 2 2 番地 9
45	株式会社シブヤ建設工業	秋田市外旭川字三後田 2 6 6 番地 1
46	株式会社嶋田建設	八峰町峰浜塙字豊後長根 1 4 1 - 1
47	株式会社清水組	男鹿市船越字船越 2 8 5
48	株式会社進藤電機	大仙市土川字半道寺西野 8
49	株式会社菅与組	潟上市昭和乱橋字下畑 5 0 番地
50	株式会社杉本組	男鹿市五里合箱井字町屋田 2 2 1
51	株式会社住建トレーディング	秋田市檜山川口境 7 番 1 9 号
52	株式会社セコー	五城目町富津内下山字下川原 1 7 - 1
53	株式会社相馬組	仙北市角館町白岩上西野 2 2 0
54	株式会社高作	横手市十文字町佐賀会字新山前 1 1
55	株式会社高田組	仙北市田沢湖生保内字黒沢 1 7 6 番地 1

56	株式会社タナックス	小坂町小坂字五十刈 5－3
57	株式会社田村組	湯沢市表町四丁目 6 番 5 号
58	株式会社中山組	秋田市南通築地 1 4－1 4
59	株式会社西宮組	仙北市西木町問屋字漆原 8 8－8
60	株式会社西村建設	潟上市天王字中分水 2－1
61	株式会社芳賀工務店	北秋田市旭町 9 番 3 号
62	株式会社畠山建設工業	仙北市田沢湖生保内字相内端 5 7－4
63	株式会社林工務店	秋田市土崎港南一丁目 1 4 番 3 7 号
64	株式会社半田工務店	横手市安田字堰端 9 番地 1
65	株式会社富士開発機工	大仙市大曲須和町 1 丁目 1－1 7
66	株式会社丸臣高久建設	湯沢市湯ノ原二丁目 2 番 5 1 号
67	株式会社水原工務店	秋田市山王新町 1 8 番 1 5 号
68	株式会社宮原組	大仙市神宮寺字寺後 1 8－2
69	株式会社村岡組	横手市横手町字三ノ口 7 番地
70	株式会社ヤナギヤ	大館市比内町独鈷字川久保 3 1－1
71	株式会社吉田建設	横手市雄物川町薄井字下開 3 4 4
72	株式会社米村組	鹿角市尾去沢字山根 2 0－3
73	株式会社和賀組	湯沢市岩崎字岩崎 1 1 0 番地 (湯沢市柳町二丁目 2 番 4 0 号に移転)
74	株式会社渡部工業	秋田市新屋松美ガ丘東町 2 番 6 号

75	小玉建設株式会社	三種町鹿渡字西小瀬川 1 4 3
76	斎藤建設株式会社	能代市日吉町 6 番 2 9 号
77	シブヤ建設工業株式会社	美郷町金沢西根字北本田 2 4 3
78	創和建設株式会社	横手市駅前町 1 3 - 8
79	大進塗装工業株式会社	大仙市長野字極楽野 2 8 8 番地 1
80	大和建設株式会社	美郷町六郷字古館 1 5 0 番地
81	田口塗装工業株式会社	大仙市小貫高畑字中荒所 3 0 - 3 5
82	田中建設株式会社	三種町鹿渡字千刈田 1 9 4 - 3
83	中央土建株式会社	秋田市大町一丁目 3 番 8 号秋田デ・ライトビル 1 階
84	千代田電気工業株式会社	秋田市東通六丁目 4 番 5 号
85	珍田工業株式会社	秋田市新屋天秤野 1 - 3 6
86	豊島建設株式会社	秋田市桜二丁目 2 7 番 3 号
87	中田建設株式会社	秋田市山王五丁目 9 番 2 号
88	成田建設株式会社	能代市字鳥小屋 5 番地 2
89	日本機械工業株式会社	秋田市寺内字三千刈 2 4 0 - 1
90	能代電設工業株式会社	能代市浜通町 1 - 4 5
91	菱明三菱電機機器販売株式会社	秋田市旭北寺町 1 番 2 号
92	藤和建設株式会社	大館市餅田字前田 1 0 - 1
93	古城建設株式会社	秋田市川尻町字大川反 2 3 3 番地 6 1

94	本多造園土木株式会社	八峰町峰浜内荒巻字家ノ上 4 1 番地
95	松澤電気工事株式会社	秋田市土崎港中央 1 丁目 3 番 1 7 号
96	むつみ建設株式会社	潟上市天王字北野 2 5 6 番地
97	むつみ造園土木株式会社	秋田市山王 5 丁目 1 3 番 3 号
98	村岡建設工業株式会社	由利本荘市一番堰 1 8 1 番地
99	山一建設株式会社	湯沢市元清水三丁目 1 番 1 1 号
100	山建開発株式会社	秋田市横森五丁目 2 1 - 9
101	山科建設株式会社	由利本荘市矢島町七日町字曲り淵 158 番地 1
102	有限会社合川水道施設工業所	北秋田市川井字才の神 6 4 - 3 3
103	有限会社石井電気工事	能代市落合字上前田 1 3 9
104	有限会社グリーンサポート男鹿	男鹿市五里合箱井字町屋田 2 4 7 - 2
105	有限会社黒川佐々木建設	横手市百万刈字落合 1 8 9 - 1
106	有限会社宗和	北秋田市木戸石字林岱 1 - 1 1
107	有限会社大晋建設	鹿角市十和田錦木字下田面 2 9 - 1
108	有限会社高橋土木	由利本荘市前郷字寺ノ下 1 0 9 番地 4
109	有限会社武石工業	上小阿仁村小沢田字向川原 9 2 - 2
110	横手建設株式会社	横手市前郷二番町 7 番 1 3 号

重点(加点)対象項目の該当要件(審査基準)について

男女共同参画職場づくり事業においては、重点（加点）対象項目に該当するすべての事業者に対して、「男女共同参画職場づくり事業に係る認定について（通知）」を送付しています。

また、県内建設工事、県内物品供給等、県外物品供給等に登録をする事業者については、入札参加資格審査において、評点5～20点を付与します。

入札参加資格登録をする事業者から提出された「男女共同参画職場づくり調査票」の審査に当たっては、次のような該当要件（審査基準）に基づいて審査を行っています。

1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

添付書類：秋田労働局が受理したことを確認できる書類の写し（計画期間の終期が平成33年4月30日以降のもの）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（秋田労働局の受付印のあるものに限る）
- ・一般事業主行動計画の写し（計画期間の終期が平成33年4月30日以降のもの）

2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

添付書類：秋田労働局が受理したことを確認できる書類の写し（計画期間の終期が平成33年4月30日以降のもの）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（秋田労働局の受付印のあるものに限る）
- ・一般事業主行動計画の写し（計画期間の終期が平成33年4月30日以降のもの）

3 女性の登用（次のどちらか一方の該当が確認できるもの）

○女性の役職者数（係長相当職以上）が10%以上増加

添付書類：組織図、役職者名簿、座席配置図、監理（主任）技術者届、辞令など、役職者の氏名のわかる文書の写し（調査票提出日の属する事業年度及びその前事業年度の状況がそれぞれわかる資料）

○役職者に占める女性の割合が30%以上

添付書類：上記と同様に、役職者の氏名のわかる文書の写し（調査票提出日の属する事業年度の状況がわかる資料）

4 男性の育休実績

過去3事業年度中（調査票提出日の属する事業年度を含む。）に、10日以上の子育休を取得した男性従業員が1名以上いること

添付書類：育休制度が記載されている就業規則等、出勤簿の写し、ハローワークの育休休業給付金支給決定通知書の写し

5 仕事と家庭の両立

育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等について、以下のいずれかを導入しているこ

と

添付書類：表中のア～カ（育児休業、看護休暇、介護休業、介護休暇、勤務時間短縮等の措置）については、それぞれの制度が記載されている就業規則等、労働契約等の写し（育児・介護休業法を上回る点をマーカー等で明示してください。）

6 職場環境

「会社の方針」として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること

添付書類：計画書、社内通達、役員会議議事録、社内報等の文書、会社ホームページ、管理職研修のカリキュラム・研修（※）内容の写し等（調査票提出日の属する事業年度又はその前事業年度のもの）

（※）女性活用のための管理職セミナー、女性のためのキャリア・アップセミナー等の女性従業員の働きやすい職場づくりに資するもの

◆「会社の方針」の考え方については、次の（１）～（５）を例に、経営者の考え方が明確に示されている文書により確認します。

- （１）女性の能力の活用は不可欠であること
- （２）能力や実績を評価し管理職に女性を積極的に登用すること
- （３）仕事と家庭を両立するための支援を行うこと
- （４）キャリア・アップや資格取得のための研修等の機会を与えること
- （５）働きやすい労働環境を整備すること

女性の能力を活用していくためには、経営者の決断、意思表示がキーポイントとなります。

経営トップが意思表示することで、女性の能力の活用のための体制整備が図られるとともに、問題点・課題が整理され、具体的な取組が行われることを通じて女性の職域の拡大や管理職の増加が図られることになります。

◆「管理職をはじめ、従業員に周知されている」については、社内報等の全従業員が閲覧できる回覧文書や会社ホームページ等により確認します。

《会社の方針の事例》

- 女性を確実に戦力にするための取組を進めることは重要な企業戦略の一つであり、男女がともに活躍できる組織づくりに取り組みます。
- 女性の能力の活用は企業活性化のために不可欠であり、このことを会社全体の共通認識とします。
- 女性の能力の活用に関する委員会を設置し、その答申に基づき取組を進めます。
- 男女間での差が生じることなく仕事と家庭の両立ができるよう、労働時間や雇用条件の整備を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 男女共同参画の視点に立った職場づくりを心がけ、男女の垣根を取り除き有能な人材の登用を行います。
- 社員の能力を客観的に評価し能力のある女性の管理職への登用を積極的に進めます。
- 女性役職者・管理職の存在は意欲ある女性の励みとなるため、目標となる女性社員を登用します。
- 知識や技術を取得できるセミナーや資格取得のための研修への参加に支援・援助を行います。

○女性の職域拡大のために建設現場における環境整備に取り組みます。

○働きやすい環境づくりのため、休憩室・ロッカー室・トイレなどの整備を行います。